

刈り草コンポスト化センター電気設備工事

実施設計図

平成29年 8月

亀山市

電気設備工事図面リスト

電気設備図	
D 01	電気設備工事特記仕様書1
D 02	電気設備工事特記仕様書2
D 03	電気設備工事特記仕様書3
D 04	電気設備整備図
D 05	受変電盤図・HH標準図

備考	平成29年8月日	SCALE : -	工事名称	図面名称	OO
			亀山市建設部 營繕住宅室	刈り草コンポスト化センター電気設備工事	
				図面リスト	

電気設備工事特記仕様書

(包含工事の場合、◆印の項目及び事項については元請負者の業務内容に含むものとする。)

1. 工事概要

1. 工事名称 刈り草コンポスト化センター電気設備工事

2. 工事場所 三重県龜山市閑町新所 地内

3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (m ²)	用途区分
				消防法施行令別表第一
既存建物 事務所棟	補強RC造	1F	36.00	15項
同上 休憩所棟	木造	1F	約50.00	15項
同上 コンボストヤード棟	RC造・鉄骨造	1F		15項
計				

(延べ面積は建築基準法による表記)

4. 工事種目

主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工 事 種 目	工 事 場 所				
	構 内				
電力設備	○				
動力設備	○				
雷保護設備	○				
接地設備	○				
変更電設備	○				
電力貯蔵設備					
交流無序電源設備					
発電設備					
ディーゼル発電設備					
ガスエンジン発電設備					
ガスターービン発電設備					
太陽光発電設備					
風力発電設備					
通信・情報設備					
構内情報通信網設備					
構内監視設備					
情報表示設備					
映像・音響設備					
拡声設備					
誘導支援設備					
テレビ共同受信設備					
テレビ電波障害防除設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備					
自動火災報知設備					
自動閉鎖設備					
非常警報設備					
ガス漏れ火災警報設備					
中央監視制御設備					
構内配電線路					
構内通信線路	○				
その他					

5. 奧内企業優先使用

本工事について、下記選定するよう努めること。

6. 不当介入を受けた場合の措置

基盤団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除廃止要綱第2条第1項第1項第10号）を受けた場合の措置について
 (1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除廃止要綱第2条第1項第1項第8号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを抱合するなどもに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
 (2)受注者により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。なお、発注者の報告は文書で行うこと。
 (3)受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工事に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行すこと。

7. 総合評価方式

総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があつた場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。

8. 主任技術者又は監理技術者の専任をしない期間（国鉄建第7号4号 平成21年6月30日 国土交通省総合政策局建設業課長）

(1)工事に着手するまでの期間
 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場業務所の設営、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間）について、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任をしない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

(2)検査終了後の期間

工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の専任をしない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

II. 共通仕様	
IV. 特記仕様	
画面及び特記仕様に記載されていない事項については下記による。(最新のものを適用)	
・国土交通省大臣官房常勤監修部監修 「公共建築工事標準仕様書」 (建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)	
・国土交通省大臣官房常勤監修部監修 「公共建築設施工事標準図」 (電気設備工事編・機械設備工事編)	
・国土交通省大臣官房常勤監修部監修 「建築工事標準指針」 「電気設備工事監理指針」 「機械設備工事監理指針」	
・国土交通省大臣官房常勤監修部監修 「公共建築改修工事標準仕様書」 (建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)	
・国土交通省大臣官房常勤監修部監修 「建築改修工事監理指針」 「建築設備工事監理指針」	
・電気設備工事規格改修工事監理指針	
・電気工事の実務者の適正化に関する法律	
・電気工事士法	
・労働安全衛生法	
・消防防護法規 (条例・所轄指揮権) 及び消防行政規則	
・電力会社供給約款	
・その他関連法令・関連諸基準	
2. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、○印のついたものを適用する。	
項目	特記事項
1. 一般事項	<p>(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に実施すること。</p> <p>(2) 計画図面に定められた内容、現場の納まり、取り合い等の不明な点や施工上の困難、不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題及び指摘、設計図面のとおりに施工することで将来不具合が発生しうる可能性がある場合には、その段階で監督員と協議すること。</p> <p>なお、設計図面のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。</p> <p>(3) 本工事との兼合については必ず当該工事専任係間ににおいて協議し、円滑な工事進捗に努めること。</p> <p>なお、誤認不足による意匠的な仕様により不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p>
◆2. 施工体制台帳等の提出	工事を施工するために締結した下記契約の代金額が3,000万円以上になる工事及び低入札価格で受注した工事は、施工体制台帳、施工体系を提出する。
3. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
◆4. 工事保険等	<p>(1) 建設業退職金共済に加入 (請負代金500万円以上の工事)</p> <p>① 連携共済の発券者請負金収納制度を契約後 1ヶ月以内に契約者に提出する。</p> <p>② 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。</p> <p>③ 未加入大企業者に対して加入を指導する。</p> <p>(2) 建設業災害共済に加入 建設業災害共済制度への加入証明書類を契約後1ヶ月以内に契約者に提出する。</p>
◆5. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすいや安心感のある足場の創出」を基準に設置する手すり・中さん及び横木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の第(2)条手すり横木方式又は「手すり先行工法用足場用足場式」により行うこと。
◆6. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税を当分がかかるとしていため、請求者が対象となった場合には成年定期の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付證明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理業者集団(マフェスト)の数量の集計)を超えて請求することはできない。
7. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ①自家用電気工作物 ②事業用電気工作物
8. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物において、第一種電気工作士により施工するものとする。
9. 有資格者の配置	<p>(1) 通常予備発電設備の工事別責任者は、発電設備自家用発電設備専門技術者取扱工事部門(Ｋ)の有資格者とする。</p> <p>また、非常用予備発電工事に從事する者は、通常用予備発電装置の工事に係る「特殊電気工事資格認定証」の交付を受けた者とする。</p> <p>(2) 太陽光発電設備の設置工事等に從事する者は、太陽光発電システム設置工事に関する研修事業(一般社団法人太陽光発電協会)の講習及び太陽光発電設備設置の製造者が実施する施工士の資格を有する者とする。</p> <p>(3) 施設設備の工事に從事する者は、当該設備に関する申請用施設設備の資格を有する者とする。</p> <p>(4) 施設設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいて有資格者を配置し、施工するものとする。</p>
10. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
11. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者と工事内容に説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の安否実査も行う。
◆12. 現場事務所等に備え付ける図書	<p>下記の図書(最新版のもの)を備え付ける。</p> <p>① 土建交通省大臣官房常勤監修部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)</p> <p>② 土建交通省大臣官房常勤監修部監修「公共建築設施工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編)</p> <p>③ 土建交通省大臣官房常勤監修部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)</p> <p>④ 土建交通省大臣官房常勤監修部監修「建築工事監理指針」・「電気設備工事監理指針」・「機械設備工事監理指針」</p> <p>⑤ 工事写真の限り方一辺長さ20cm</p> <p>⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書</p>
13. 施工計画等	<p>受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行ふ。</p> <p>なお、書類の提出においては、関連する関係者と充分に調整すること。</p> <p>① 複合施工計画書 包括工事の場合には、電気設備工事施工計画書とする。</p> <p>② 工種別施工計画書(施工領域書) 各種工種ごとに作成し、停電及び撤入計画書も作成する。</p> <p>③ 施工図(フロア図、平面図、裏面図、各種構造図) 主接続盤、電源機器、3kg超過吊昇器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な説明を記載する等の方法を採用すること。</p> <p>④ 運算計算書、鉄線計算書等 ⑤ 底度分布図、センサー動作範囲図など</p>
14. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
15. 測定機器の校正等	工事に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。
16. 機材等	<p>① 使用機材開示書 ② 機器明細書 ③ 在庫機材開示書</p> <p>機材の品目、性能証明 機器及び材料等の選定にはあたっては、能力内での限り抜粋から購入するよう努める。 三重県ライク製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。 (認定製品の品名: 下記製品は工事で使用する場合は、三重県ライク製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努める。 (認定製品の品名: 間伐材製作工事用バリケード・看板・標示板・ガードフェンス、</p>

17. 機器類の能力等
18. 鋼材検査証明書
19. 工程表
20. 工事写真
21. 施工条件
22. 埋蔵文化財調査
23. 部分引渡し等
24. 事故の発生時
25. 建設副産物
26. 発生材の処理等
27. 電子納品
28. 官公署への手続き
29. 防火対象物使用開始等
30. 既設との取合い
31. 工事用仮設物
32. 工事用電力、水、その他
33. 工事中等の保安管理
34. 搬入計画
35. 製品確認
36. 機材等の検査及び試験
37. 完成確認及び完成検査時の電源確保
38. 完成時の操作説明
39. 不正経由の使用の禁止
40. その他

機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
本工事に用する鋼材は鋼材検査証明書を提出すること。
関連業者間に十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。
なお、月間工程表は理設・謹製、高専等の施工確認票の該当欄に押印すること。
建設大臣官房認定規格整修「工事写真的撮り方（改訂版第1）」に基づき撮影し、監督員の指示により撮影した写真及び以下のものを提出する。なおF4用紙に用印印刷にて1枚程度。「電子納品」を参照とする。
①写真をF4用紙にて撮影（A4用紙に用印印刷にて1枚程度）
②代表裏表（不可部部分や材料、寸法表裏面、裏面図面、撤去処分表、搬出状況等）を抽出しJ判相当サイズで印刷。（A4用紙に用印印刷にて3枚／ページ） 1部
③黒板抜きの完成写真をJ判相当サイズで印刷。（A4用紙に両面印刷にて3枚／ページ） 1部
監督員及び関係部局と協議協議し決定すること。
1) 施工可能日
①指定なし
②一部指定あり（振動、騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
指定期間（ ）
③施工可能時間帯
④指定期間
⑤施工可能時間（ 8 時～（ 17 時 ） 時 ）
⑥施工可能日（ 7 日前 ）
⑦その他（ ）
2) 施工可能時間帯
①指定なし
②一部指定あり（振動、騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
指定期間（ ）
③施工可能時間（ 8 時～（ 17 時 ） 時 ）
④施工可能日（ 7 日前 ）
⑤適用する（工事期日より（ 7 ）日前）
⑥適用しない（ ）
3) 架構成定期間
⑦適用する（工事期日より（ 7 ）日前）
⑧その他（ ）
埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
・発掘調査等の実施あり
・発見された場合、發掘調査等の実施あり
部分引渡し等がある場合は協力すること。
・部分引渡しの予定あり
該当部分（ ）
工事施工中に事故が発生した場合には速ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員に提出する旨並に、監督員に提出しなければならない。
なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検査等に協力すること。
建設副産物
(1)請負額：億円以上の工事において、再生資源の利用又是建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手まで「再生資源利用計画書」（建設資材を搬出する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工管理者に提出する。
また、工事が完了又は完了した場合は「再生資源利用実施書」（建設資材を搬出した場合）及び「再生資源利用実施進捗書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。
なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I C が運営する「資源副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。
(2)請負額：億円以上の工事について、「建設工事に係る資源の再生資源化等に関する法律」に従い、再生資源化等が完了した後に報告書を提出すること。
発生材の処理等
(1)引き渡しを要するもの
上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
(2)特別管理産業廃棄物
・収容器（コンデンサ）
・その他（ ）
現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
なまけ物と見做して、PCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は受注者にて含有の確認を行い、監督員に報告し、対応を協議するものとする。
(3)現場内において再利用を認めるもの
・発生
・その他（ ）
(4)再資源化を図るものの
①アスファルトコンクリート塊 ②セメントコンクリート塊 建設発生木材
(5)発注者が引き渡しを要するものについては「現場発生品調書」を提出すること。
また、再利用を認めるものについても同様に書類を作成し、監督員へ提出すること。
(6)引き渡しを要しないものは、特に構外に搬出する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（テニエースT、B、D、E等に示すとおり、E系は写しを提出する）
電子納品
(1)工事写真は電子媒体も提出すること。
提出部数：2部 ①（ 1 ）部
(2)工事完了図書は電子媒体も提出すること。
提出部数：2部 ①（ 1 ）部
(3)竣工図、施工図のC A D データ（オリジナルと「d x f 」または「p 2 j 」）及びP D F を格納すること。
また、機器完成品と取扱説明書のP D F を格納すること。
官公署への手続き
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
○消防警備関係 ○電気工作物関係 ○受電関係 ○通信関係 ○建設工事関係 ○その他（ ）
防火対象物使用開始等
(1)消火器の設置箇所については、電気設備にて設置箇所を提出する必要がある場合は、消火器についても併せて提出すること。ただし、機器設置箇所にて設置箇所を提出する必要がある場合は機器設置に含めるものとする。
(2)防火対象物使用開始等については書類の提出（電気設備の耐用年数及び電気設備に関する部分の記述）を行うこと。
既設との取合い
本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工及び改造は、本工事をとする。
構内への設置 ①できる（施設管理者と協議） * できない
(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。
(2)本工事で新規受注または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
工事中等の保安管理
新規、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
搬入計画
大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲り等）、障害物（足場等）、運送会社、揚貨機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の対策、搬入後蓋の方法等を記載し監督員に提出する。
製品確認
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
機材等の検査及び試験
検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
完成時の操作説明
オートリターナー、タイマー、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。
また、必要に応じて簡易な操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
不正経由の使用の禁止
市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の輸入車両を含む。）並びに建設機械等の操作料による不正経由の料金制度第14条(2)の規定による義務を承認する旨の規定に違反する燃料注込等の行為ではならない。
受注者は、該が係る機器の燃費標準を達成する場合には、その機器に適合しなければならない。また、受注者は下請負者等に同様査定に協力するよう管理及び監督しなければならない。
受注者は、不正経由の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならぬ。また、受注者は下請負者等に不正経由の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならぬ。
その他
設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

2. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、○印のついたものを適用する。		特 記 事 項	
1. 既設設備等の調査		既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1) 地中配管等 ① 埋設配管・構造物・その他 ② 橋脚範囲 ③ 貨物及び荷物 1) 既設の取扱い ① 既設施設所・増設箇所・その他 ② 調査範囲	
2. 施工前の測定等		改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。	
3. 耐震施工		(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書は監督員に提出するものとする。	
4. 耐震基準		(1) 通用 耐震施工の計算及び施工方法は、次の事項以外は最新版の「官署施設の総合耐震計画基準及び同解説」(建設大臣官房官房監修部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究開発監修)による。 (2) 設計水平震度能力 既設の耐震性能に応じて、設計用水平震度を決める。 なお、既存となる場合は、設計用水平震度を決める。 設計用標準水準震度(Ks)	
5. はつり		既設のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。	
6. インサート		インサートの取付け等は除し、銷止め塗装を行う。	
7. あと施工アンカー		(1) 種類 接着系アンカー(・カプセル方式・注入方式) 接着アッパー(・打込み方式) ・継付け方式	
8. 基礎の配線ビット		(2) 性能及び施工確認 ・行う ・行わない	
9. 防火区画等の貫通		基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は設するケーブル径の最大のもの曲げ半径、条数、将来の作業性、事故時の対応、接着等を考慮する。	
10. 管路等の外壁貫通		防火区画等の貫通部は、関係法令に適合したもので、貫通部に適合した方法で、防火処理を行う。	
11. 引込部の耐震処置		外壁を貫通する管路等は、屋内に水が浸入しないように防水処置を施す。	
12. 最上階の埋込配管		建物への配管引込み部の耐震処置は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。	
13. 露出配管		(1) 二段階など水流のある場所に設置する場合は、U字型配管を行なわない。 (2) 附属配管は、ねじ込み形を使用する。 (3) 直面配管では、ねじ込み形で設けるのである部(2m以下)の配管には、突起のない支持金具又は保護カバーを使用する。 (4) 配管部分は、既設配管と交差する場合は、既設配管の下部に2.1m以上とする。 (5) 監督の指示がある場合は、上記に従う。	
14. 屋上の露出配管等		屋上の露出配管等には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。	
15. 合成樹脂管		(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(P 17)	
16. 金属製電線管等の塗装		(1) 露出部管、露室外ボックス、鋼製アルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 屋内、屋外(電気室、E.P.S.、居室、廊下)、その他の連絡意匠上必要となる箇所。 ② 固面に特に記載する場合は、垂直距離1.5m以上とする。	
17. 屋外ボックスへの配管接続		2) 固面に特に記載する場合は、垂直距離1.5m以上とする。	
18. 予備配管等		(1) 埋込配管からの立て入り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F 2)を、本、6回路以上は(P F 2)を2回路とする。 スラグ弁の場合は、火栓又は流量下2.00mまで立上げ、位置ボックスを取付ける。 また、既設ボックスに接続する場合は、既設ボックスを立上げ、位置ボックスを取付ける。 (2) 防犯警報装置、自動火災警報装置等の間に移設のための空配管を行う。	
19. 呼び線		長さ1m以上の人感しない電線管等には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。	
20. 予備ストリーブ		梁下に配管、配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備ストリーブとして埋め込む。 なお、防火区画通スリーブは、防火区画処理を行うこと。	
21. ボックス類		位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に記載の場合、原則として金属製とする。 軽量問仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。	
22. 軽量問仕切のボックス			
23. ブルボックス		(1) 屋外及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一边が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2) 屋外ブルボックスと音響配管等の接続部は、カップリング接合等による。ただし、既設ブルボックスに接続する場合は防水ハテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形ブルボックスはシック内に支持ホールが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。	
24. ポルト・ナット類		屋外に使用する支持金物及びポルト、ナット類で特記のないもの ① ステンレス ② 不鏽鋼 ③ 黒色	
25. 隔離に配慮した電線採用		電線、ケーブル及び通信線はEM(エコマテリアル)ケーブルを使用すること。	
26. ケーブル及び配線		(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示(ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等)を記入する。 ① テーブル等ラバ等販賣する部分 ② バーナー等機器部等 ③ 電気設備内ケーブル引出る部分 ④ 分電盤、実験盤、電子盤、振子アンプ及び防災盤等の引込み部分 ⑤ 間隔部は3.0mごと ⑥ ブルボックス内 ⑦ 屋外公共清掃等の直線部分は、5.0mごと ⑧ 地上部の地中管路より連物等の引込み部分 ⑨ アンペア・ボンジードラムごと (2) ケーブルの余長 1) 地上式の場合、マホーリ、ハンマーホール内でケーブル余長を見込み箇所数 ① 2箇所 ② 4箇所 2) 架空式の場合、屋上までケーブル余長を見込み箇所数 ① 2箇所 ② 4箇所	
27. 開口部布設のケーブル保護		貫通穴の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行なうこと。	
28. 高圧ケーブル端末処理		高圧ケーブルの端末処理は、直線接続部等に処理者銘板(屋内外共、姓名、作業日、氏名等を表示)を取付ける。	
29. 配線器具の設置		(1) 配線器具(コンセント、スイッチ等)には電圧、用途などの表示を行う。 なお、表示内容については、監督員と調整する。 (2) 特殊センサはブルボックスに記入する。 (3) 電源の端子により色を区别する。 (4) 共用セーフティスイッチは、新規設置の場合は、既設機器の電源端子に接続する。 (5) 配線器具を取付ける場所が金属製の場合は、絶縁棒を使用する。 (6) ブルボックスは、表面に特に書き込み、所定部を新規製とする。 (7) カバーフレートは、表面として新規製とする。 なお、器具を表記しない位置ボックスには用途表示をすること。 (8) ブローフレートは、水洗・低底頭部型(空気防止リソルブ)とする。	
30. 照明器具の設置		(1) コードドランプ以外の放電灯及び水槽のある場所の器具は接続する。なお、金属配管の場合は、配管を利用しよう。(乾燥した場所のコンパクト形器具(27W以下)を除く。) (2) 接地線と電線接続と同一の1芯(27W以下)の緑色の線を用いる。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁線を用いることができる。 (3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し監督員の承認を得ること。 (4) 照明器具を設置後、電球を交換する場合は、電球の電球基部をA級品とする。 (5) 電球の電球基部をA級品とする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6) 照明器具には、製造年及び安定器の種類の表示を記入する。 例 「2010年 初期照度正型」→「[2010/P/K]」 (7) バイアリードの照明器具は振られても破損する。	
31. 黒照明御器具の設置		黒照明器具の入感センサー制御を行な部屋には、注意フレームを設置する。	
32. 換気扇		手や物でよく扇ぎやカーテン等でよく扇いでいる場合は、椅子ガードを付けること。 また、全般製パネルに設置する場合は、能縫棒等を使用する。	
33. 分電盤、制御盤、キューピクル等		(1) 固定ホルダーは、完成図及び回路の行き先がわかる画面を備える。 (2) 全般製換気扇、制御等を設置する場合は、能縫棒等で接続する。 (3) 2台以上の器具を接続する場合は、カッティング接合を接合部から雨水等が漏れない方とする。 ただし、既設を取替、既設機器等を接続する場合は、既設機器等を接続する。	
34. 受電設備、発電設備の設置場所		(1) 保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2) 電気設備を設置する場合は、床の荷重計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3) 屋外に設置する場合は、機器及び基礎の重量を算め、地盤の許容地耐力を確認し、結果を監督員に提出する。 なお、地盤改良を行なう場合は、工法について監督員と協議する。 (4) 基礎の高さは平面圖の寸法を考慮する。 (5) 電気室には、蒸気管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。	
35. 発電設備の燃焼管		(1) フラッシュバルブジョイント取付け時は、施工前に所持の耐候署と十分に打合せを行う。 (2) 配管の接続は、機器の取外し又是保手後を考慮して施工する。	
36. 非放送設備のスピーカー設置		(1) 放送区域の各から2mまでの中間部距離は1.0m以内とする。 (2) 階段等スピーカーを設置する場合は、垂直距離1.5m以上とする。	
37. 電波開係の計算及び測定		(1) 計算の提出 電波開係測定結果による計算式書を提出 ① 全受信チャンネルの電波強度、受像電質、等値C/N、ピット誤り率の測定及び映像写真的撮影を行う。 2) 実測前 3) 対象周波数 4) 電波開係の指標である場合は、上記に従う。 (2) 测定の実施 ① 項目 ② 全受信チャンネルの電波強度、受像電質、等値C/N、ピット誤り率の測定及び映像写真的撮影を行う。 2) 実測前 3) 対象周波数 4) 電波開係の指標である場合は、上記に従う。	
38. 土工		(1) 掘削、埋戻し ① 挖削、埋戻し ② 地盤 ③ 山砂 ④ A種 ⑤ B種 (2) 雷害保護 ① 地雷は、建築基準法施行令第93条の短期耐震度とする。 (3) 地盤の高さがある場合は、地盤の高さを考慮する。 (4) 既設の配管等を接続する場合は、既設の配管等を接続する。	
39. ハンドホール、マンホール		1) 既設道路及びハンドホール等沈下する場合は、沈下对策を施す。 2) 地耐力 ① 地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期耐震度とする。 3) 高さ9.0mを超えるものにおいては、タラップ付とする。 4) 既設の配管等を接続する場合は、既設の配管等を接続する。 (2) 塗装 1) ハンドホール等沈下する場合は、既設の配管等を接続する場合は、既設の配管等を接続する。	
40. 地中配線路の表示机		下記の箇所に、地中配線路の表示机を設置する。 ① 建築への引込口及び送出口附近 ② マンホール、ハンドホール付近 ③ 地下配線路の曲折箇所 ④ 埋設部位 ⑤ 直線部分等	
41. 既設配管等の塗装		(1) 1層 屋内、屋外(電気室、E.P.S.、居室、廊下)、その他の連絡意匠上必要となる箇所。 ② 壁面 ③ 間接 ④ A種 ⑤ B種 C種 D種	
42. 既設電線管等の塗装		(2) 固面に特に記載する場合は、垂直距離1.5m以上とする。	
43. 既設配管等の塗装		(3) 既設の配管等を接続する場合は、接続部から雨水等が漏れないようにする。	
44. 既設電線管等の塗装		(4) 既設の配管等を接続する場合は、既設の配管等を接続する。	
45. 合成樹脂管等の塗装		(5) 既設の配管等には、U字型配管を行なわない。	
46. 金属製電線管等の塗装		(6) 附属配管は、ねじ込み形を使用する。	
47. 既設電線管等の塗装		(7) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
48. 基礎の配線ビット		(8) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
49. 防火区画等の貫通		(9) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
50. 管路等の外壁貫通		(10) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
51. 引込部の耐震処置		(11) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
52. 最上階の埋込配管		(12) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
53. 露出配管		(13) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
54. 屋上の露出配管等		(14) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
55. 合成樹脂管		(15) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
56. 金属製電線管等の塗装		(16) 既設の配管等は、既設の配管等を接続する。	
57. 既設電線管等の塗装		(17) 既設の配管等は、既設の配管等	

4. 電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカーリスト			
分類	資機材名	適用範囲	規格・メカニカル等
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線、ケーブルを優先使用)	一般配線工事に使用するもので、エコ電線、ケーブルのあるもの	・J I S 規格適合品 ・J C S (日本電線工業会規格) 規格適合品
	上記以外の一般配線工事に使用するもの	上記以外の一般配線工事に使用するもの	・J I S 規格適合品
耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関(「社」日本電線技術センター)または指定認定機関(「社」日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定委員会))により認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自ら認定(評定)されたもの	
	圧着端子 株江君スリーブ	一般配線工事に使用するもの	・J I S 規格適合品
電線保護物類	金属管、V.E.、P.F.、H.I.V.E.、F.E.P.、C.D.合成樹脂製可曲管、可とう電線管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	・J I S 規格適合品 ・J I S 規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
	配線器具	コネクタ、スイッチ	一般配線工事に使用するもの
照明器具	蛍光灯器具 (ガラス型を優先使用)		・J I S 規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(J I L規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		・指定期認定機関による型式品台認定または型式部材等製造者認証を受けたもの ・(社)日本照明器具工業会の自ら評定を受け、J I L 5501 の場合マークが貼付されたもの
	誘導灯		・登録認定機関(「社」日本電気協会(J E A 誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		・J I S 規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(J I L規格)適合品
	安定器	高周波点灯専用形蛍光灯 電子安定器	・J I S 規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	上記以外のもの		・J I S 規格適合品 ・(社)日本電線工業会規格(J E L)適合品
照明制御装置	センサ、照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速電動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		・J I S 規格適合品
雷保護装置	避雷針設備(突針、支持管、引下線等)、試験用接続端子箱、他)		・J I S 規格適合品
サーボ保護デバイス	アレスタ(避雷器)	低圧用S P D	・J I S 規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		通信用S P D	・J I S 規格適合品
盤類	分電盤、実験盤		・J I S 規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		・(社)日本電気製造ビル工業会規格(J S I A)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加压送水装置、不活性ガス消火装置及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目	・登録認定機関(「財」日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	キューピクル式配電盤		・J I S 規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧スイッチギヤ	G W 形、P W 形	・(社)日本電線工業会規格(J E M)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧遮断器		・J I S 規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
遮断器	断路器		・J I S 規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
	高圧交流遮断器		・J I S 規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		・J I S 規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電線工業会規格(J E M)適合品のトップランナーチェンジ器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	・J I S 規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
コンデンサ	高圧進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・J I S 規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	紙介進相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・J I S 規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・J I S 規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力計無検定、後定付、他		・J I S 規格適合品
繼電器	保護繼電器		・J I S 規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(J E C)適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	・J I S 規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーク等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	・JIS規格適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関((社)日本電気協会(JEA)蓄電池設備認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置(U PS)	定格出力300kVA以下のもの	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ディーゼル機関)はJIS規格又は(社)日本機械工業会規格の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ガス機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品
発電設備	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関((社)日本電気協会(JEA)発電設備認定委員会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの
	パワーコンディショナ	出力10kW未満のもの (系統連係保護機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品
	太陽電池アレイ(太陽電池モジュール及びアレイ接続部)	出力10kW以上のもの (系統連係保護機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価事業名簿」による
構内交換装置	架台		・太陽電池アレイの製造者が認定するもの ・太陽電池アレイの製造者が同事と認めたもの ・上記と同等であると認められるもの
	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関((財)電気通信端末機器審査協会(JATE)等)の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
	拡声装置	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分歧器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅部品(日本LEED品)の認定を受けたもので、DHLマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・NHTI共同受信装置使用機器仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・JEI・ITAデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、DHLマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		・登録検定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホールハンドホール	蓋	鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿(機械設備機材評価名簿・鉄製ふた)」による
	桿	レティミクストコンクリート、セメント	・JIS規格適合品
電柱	コンクリート柱		・JIS規格適合品

◆IV 完成書類 引き渡し時には下記の書類を提出する

名 称	完成書類	部数
完成図（原図サイズ）	竣工図（製本）	1部
	施工図（製本）	1部
完成図（原図サイズA4折り）	ファイル綴	1部
完成図（A3版縮小二つ折り）	竣工図（製本）	2部
	施工図（製本）	2部
機器完成図	ファイル綴	2部
・制御システム図 ・システム系図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・各種計算・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器铭板の写し ・検査済証 ・保証書 ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・官公庁手続合書類一覧表 ・官公庁手続合書類の写し（表紙のみ） ・その他監督官の指示するもの * 各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付与すること。		
保全に関する資料	ファイル綴	2部
・制御システム図 ・システム系図 ・資・機材一覧表 ・機器完成図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器铭板の写し ・保証書の写し ・メンテナンス要領書 ・メンテナンス参考業者一覧表 ・その他監督官の指示するもの * 各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付与すること。		
工事に関する書類	ファイル綴	1部
・工事カルテ受領書の写し ・施工計画書 ・施工要領書 ・部分下請負契約書及び下請負契約書の写し ・施工体制の構成及び施工系図 ・総合評価方法技術提案実行確認協議書及び確認書 ・工事進捗状況報告書 ・各種計画書及び報告書 ・技術・安全・品質建設機械使用報告書 ・工事日記 ・工事打合簿 ・段階確認書 ・工事事故報告書 ・安全管理関係書類 ・使用機材点検書 ・工事材料搬入報告書 ・機器明細書 ・移動・保管及び性能証明書 ・各種計量・検討書 ・工場試験成績書 ・試験結果報告書 ・計測機器校正証明書又は精度保証書の写し ・再生資源利活用計画書及び再生資源利活用促進計画書 ・産業廃棄物処理集計表 ・マニフェストE票の写し ・現場発生計画書 ・再生資源利活用施設及び再生資源利活用促進施設書 ・土壤汚染化防止了報告書（特定設置資材廃棄物） ・工事日記（サムネール及び代表写真） ・足場施工実業 ・完成写真 ・検査立会会員名簿 ・指示事項履歴報告書 ・手直し結果等報告書 ・その他監督官の指示するもの * 各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付与すること。		
官公庁手續合書類	ファイル綴	1部
・官公庁手續合書類一覧表 ・官公庁手續合書類一覧表（本冊）		
電子納品		2部
完成検査写真		1部
工事目的引渡書 引渡し證 工事引渡し手帳		3部

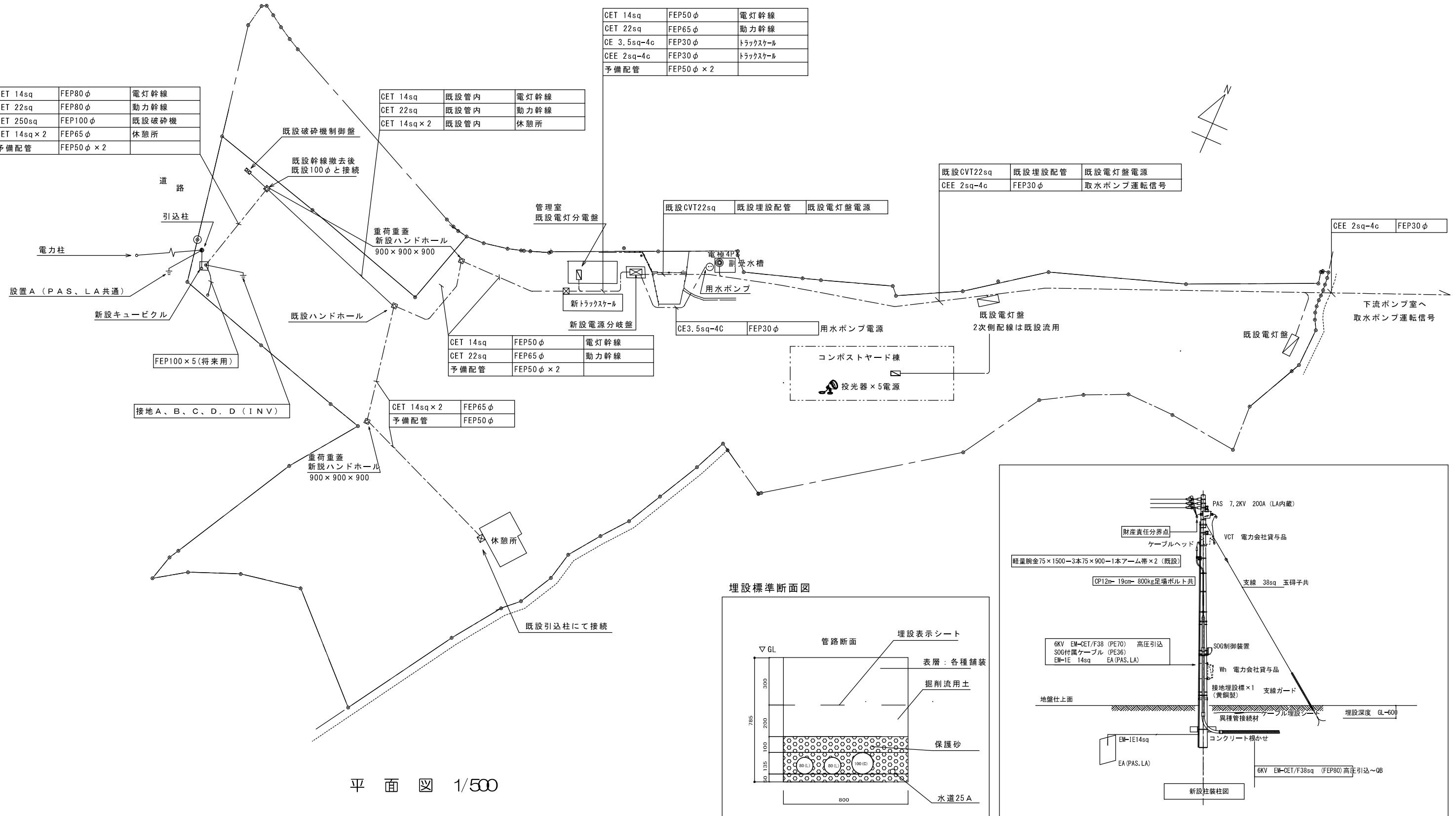
注・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参考。
改正工事等は既存の完成品を修正すること。
白背景（青背景不可）で文字流れのないこと。表紙（可能な範囲で表紙表題と
請求者名）を電子（シール不可）すること。
作成者がいたる場合は監督員との協議による。
上部表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
その他監督員が指示する書類を作成して提出すること。
・ファイルはエクセルファイル以上とする。
・完結書類の署名欄にかかる使用権は署名者に移譲するものとする。

機器標準取扱高さ 標準的な高さであるり、詳細については監督員と協議する。(OEHはバリアフリーに対応)				
	名 称	側 点	取扱高さ (mm)	備 考
電力	接地端子盤	床上～下端		
	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,000	
電灯	分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900mm
	スイッチ	床上～中心	1,300	O1,000mm
	コンセント(一般)	床上～中心	300	O400mm
	コンセント(和室)	床上～中心	200	
	コンセント(台上)	床上～中心	150	
	コンセント(W.P.)	床上～中心	1,000	
	コンセント(地下)	床上～中心	1,000	
	コンセント(土間)	床上～中心	500	
	プラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
	プラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150	
動力	壁掛型制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900mm
	手元開閉器	床上～中心	1,500	
	操作スイッチ	床上～中心	1,300	
電話	端子盤	床上～下端	300	
	保安装置	床上～中心	2,000	
	壁位薦ボックス	床上～中心	300	
	壁位薦ボックス(和室)	床上～中心	200	
時計・括声	壁掛型親時計	床上～中心	1,500	上端1,900mm
	子時計	床上～中心	2,300	
	壁掛型スピーカ	床上～中心	2,300	2,500mm
	アラーム・ナーナ	床上～中心	1,300	
表示	表示器	床上～中心	2,300	
	壁付発信器	床上～中心	1,300	
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
インターホン	壁付インターホン	床上～中心	1,300	
	壁位薦ボックス	床上～中心	300	
	壁位薦ボックス(和室)	床上～中心	200	
	子機(身障者用)	床上～中心	1,100	
	呼出しボタン(身障者用)	床上～中心	800～950	便座先端から後方へ100～200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm)
	表示灯(身障者用)	床上～中心	1,800	
テレビ	機器収容箱	床上～中心	2,000	
	直列ユニット	床上～中心	300	
	直列ユニット(和室)	床上～中心	200	
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	1,500	
	免信器	床上～中心	1,300	
	表示灯	床上～中心	1,800	
	ベル	床上～中心	2,300	
	火災警報器	床上～中心	1,500	

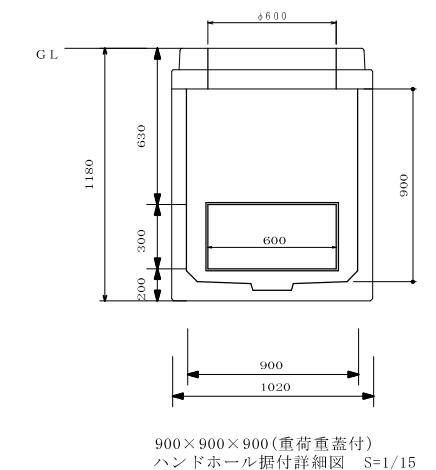
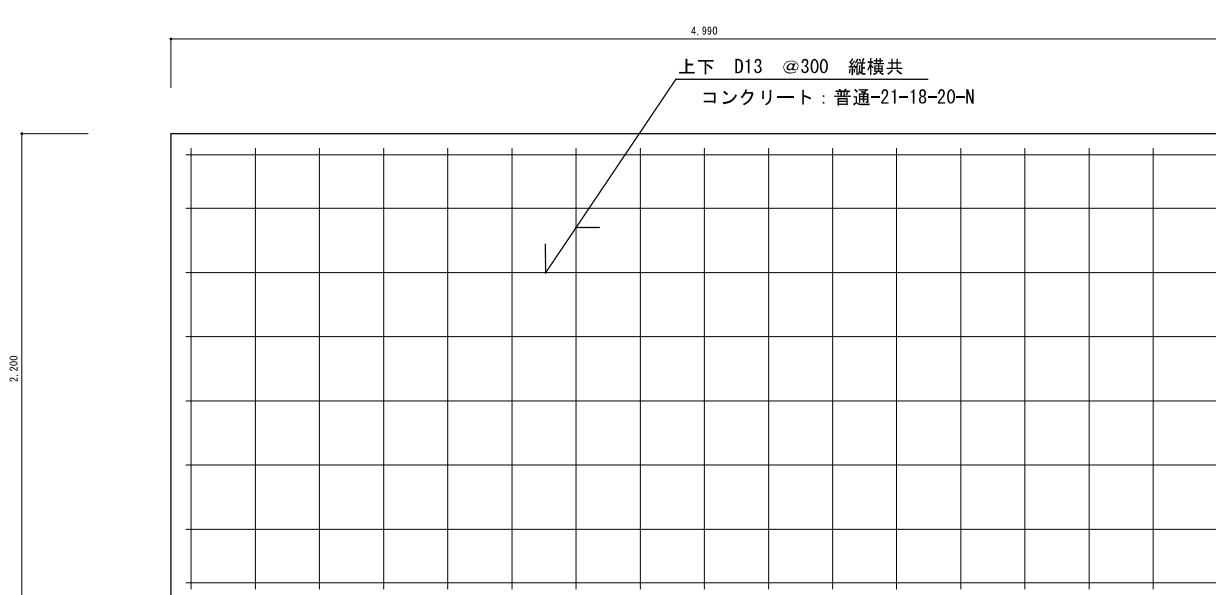
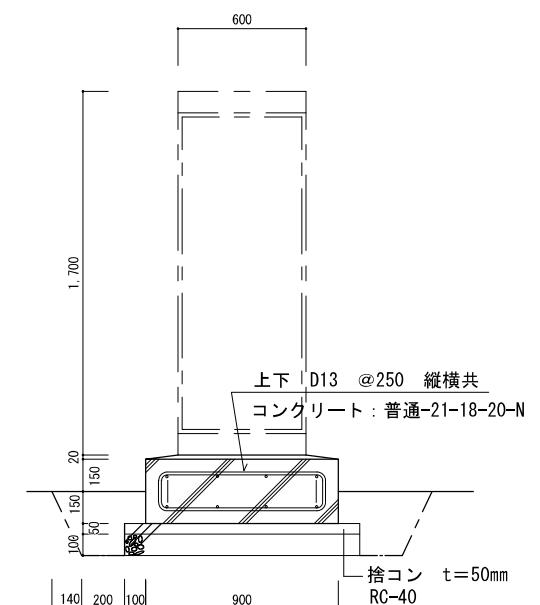
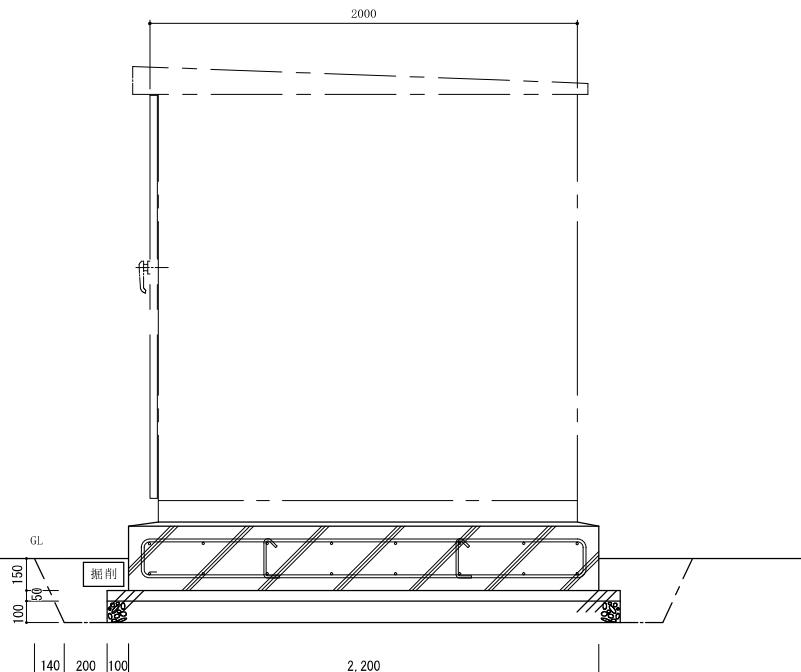
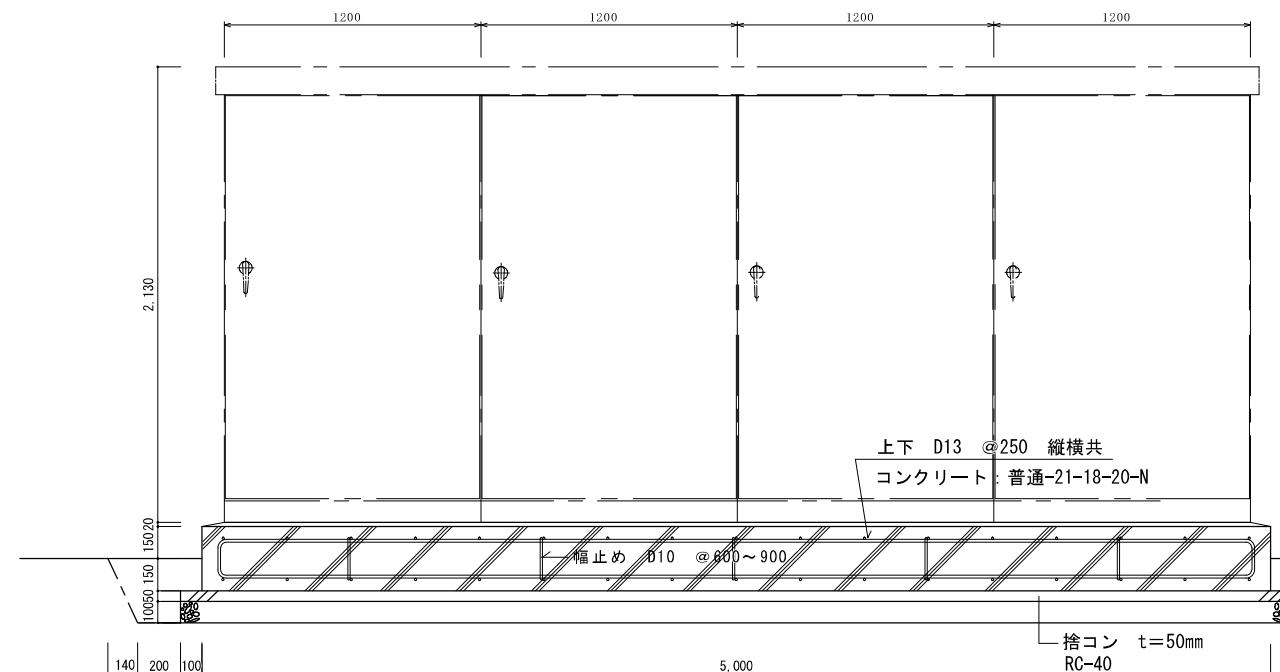
参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針（最終改正 平成21年国交省告示第906号）

設計図書に関する情報欄

備考	平成 29 年 8 月 日	SCALE :	工事名称	図面名称	
		亀山市建設部 営繕住宅室	刈り草コンポスト化センター電気設備工事	電気設備工事特記仕様書3	D03



備考	平成 29年 8月 日	SCALE : 1/500	工事名称	図面名称	
		亀山市建設部			
		営繩住宅室	刈り草コンポスト化センター電気設備工事	電気設備整備図	
					D04



高圧受変電盤仕様

1. 形式 屋外自立型キュービクル式受電設備 鋼板製

T6(VCB)CBタイプ一般品国土交通省仕様（中部電力管内）

3φ 3W 6600V 60Hz

2. 数量 1式

3. 概略寸法 H2300×W4800×D2000

引込み盤W900、トランス盤W1800、動力盤W1200、電灯盤W900

4. 取付機材

1) 盤面取付機材

- (1) 名称銘板 一式
- (2) のぞき窓 一式
- (3) その他必要なもの 一式

2) 盤内取付機材

VGT-SP無、WH-SP無
DS×3 400A 3極単投（三菱） VT VM9000V
VCB 600A
CT50/5A OCR AM

LBS SRX SC 53.2kvar
LBS SRX SC 79.8kvar

LBS TR 3φ 200kVA ※防振ゴム付き
ELB3P200A×3
ELB3P400A×2
ELB3P100A×2

LBS TR 3φ (440V) 150kVA ※防振ゴム付き
ELB3P400A×1

LBS TR 1φ 50kVA
ELB3P200A×2
ELB3P100A×2
ELB3P50A×5 (S)
ELB3P20A×2 (S)

JEM-TR252対応品（1.0）

標準色焼き付け塗装

底板付き

分割加工付き（3）

MCR: フラッシュブレード（三菱）

トランスマーカ: 三菱

LGR-1×n

側面FAN×2

CON

DR-SW

LA×3

THR高圧MMを使用

MCBに端子台付き

バーツ/カドニカDC24V

バーツ/栓型ヒューズ

バーツ/キーブリレー×10

バーツ/補助リレー×10

MC/20A×1

TM/AC100/200V×1

5. 基礎固定具
SUS304アンカーボルト
台座: 溶融亜鉛メッキどぶづけ

屋外自立型分岐盤

1. 形式 屋外自立型分岐盤設備 鋼板製

3φ 200V 1φ 100V

2. 数量 1式

3. 概略寸法 H1600×W600×D600程度

4. 標準色焼き付け塗装

5. 基礎固定具

SUS304アンカーボルト
台座: 溶融亜鉛メッキどぶづけ

備考	平成29年8月日	SCALE : 1/25	工事名称	図面名称	
				刈り草コンポスト化センター電気設備工事	受変電盤図・H-H標準図